

大川市議会第3回定例会会議録

平成22年6月18日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

| | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 石橋忠敏 | 10番 | 中村博満 |
| 2番 | 箴島かおる | 11番 | 岡秀昭 |
| 3番 | 吉川一寿 | 12番 | 中村武彦 |
| 4番 | 今村幸稔 | 13番 | 佐藤操 |
| 5番 | 平木一朗 | 14番 | 山田廣登 |
| 6番 | 古賀龍彦 | 15番 | 井口嘉生 |
| 7番 | 石橋正毫 | 16番 | 古賀勝久 |
| 8番 | 川野栄美子 | 17番 | 古賀光子 |
| 9番 | 福永寛 | 18番 | 神野恒彦 |

欠席議員

なし

2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

| | | | | | | | | | |
|-----|---|--------|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 植木光治 | | | | | | | |
| 副市 | 長 | 福島裕幸 | | | | | | | |
| 教 | 育 | 長 石橋良知 | | | | | | | |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 宇 | 木 | 博 | 子 | |
| (兼) | 会 | 計 | 課 | 長 | | | | | |
| 消 | 防 | 長 | | | | | | | |
| (兼) | 総 | 務 | 課 | 長 | 今 | 村 | 辰 | 雄 | |
| 経 | 営 | 政 | 策 | 課 | 長 | 木 | 下 | 修 | 二 |

| | |
|----------------|------|
| 総務課長 | 今泉貞則 |
| (併)選挙管理委員会事務局長 | |
| 企画調整課長 | 本村和也 |
| 税務課長 | 古賀恭治 |
| 農業水産課長 | 添島清美 |
| (併)農業委員会事務局長 | |
| 上下水道課長 | 宮崎博巳 |
| 学校教育課長 | 武下博子 |
| 監査事務局長 | 武下知寛 |

3. 本議会の書記は次のとおりである。

| | |
|---------|-------|
| 議会事務局長 | 酒見隆司 |
| 議会事務局書記 | 永尾龍之介 |
| 議会事務局書記 | 堀修 |
| 議会事務局書記 | 古賀章子 |

4. 付議事件

1. 委員長報告

1. 質疑、討論、採決

1. 追加議案の上程

議案第41号 拡大生産者責任(EPR)とデポジット制度の法制化を求める意見書の提出について

1. 追加議案の質疑、討論、採決

(議案第41号)

1. 閉会中の所管事項継続調査の件

1. 会議録署名議員の指名

1. 閉会の宣告

午前 9 時30分 開議

議長（井口嘉生君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、総務委員会に付託しておりました議案第29号 大川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外3件を一括議題といたします。

これから、総務委員会における審査の経過並びに結果について総務委員長の報告を求めます。総務委員長、中村博満君。

総務委員長（中村博満君）（登壇）

皆さんおはようございます。総務委員長として、総務委員会における会議の結果を御報告させていただきます。

私は、総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第29号 大川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第29号 大川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、職業と家庭生活の両立を支援し、急速な少子化に対応するため、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備するため、所要の改正を行おうとするものであります。

具体的には、育児休業等を行うことができる職員の改正、「産後パパ育休」の新設、再度の育児休業を行うことができる特別の事情の改正、育児休業等の承認の取り消し事由の改正、本条例改正に伴う関係条例の改正となっています。

委員会では、育児休業制度の対象となる子の年齢をただしたところ、基本的には3歳未満であり、部分休業や早出、遅出の勤務の場合は小学校就学時までとなっている旨の答弁がなされました。

また、育児休業の取得者数と、この制度は嘱託職員にも適用されるのかただしたところ、新規取得者数は、平成17年度から20年度までで14人、21年度ゼロ人、男性の取得はゼロ人であり、嘱託職員にも正規職員に準じて適用される旨の答弁がなされました。

さらに、育児休業を取得した職員の給与と勤務年数の取り扱いについてただしたところ、

育児休業期間中の給与は無給であるが、健康保険組合から給与の5割程度の育児休業手当金が支給される、勤務年数は退職手当の算定時に育児休業期間の2分の1を勤続期間とみなしている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第30号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、労働基準法の改正により、本市においても時間外勤務代休時間制度を新設したことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第31号 大川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、雇用保険法の適用対象から除外されている公務員について、同法の失業給付を保障するため、失業者の退職手当制度が設けられているが、雇用保険法の改正により、短期の雇用につくことを常態とする者が同法に規定する特例一時金の受給資格者から除外されたことに伴い、失業者の退職手当について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第35号 平成22年度大川市一般会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ106,431千円を追加するものであり、この財源として、歳出に見合う県支出金及び繰越金をもって充当し、予算総額を13,736,431千円とするものであります。

各款における補正の主な内容について御報告申し上げます。

まず、3款・民生費には、川口小学校区学童保育所の改築工事費7,000千円が計上されております。

6款・農林水産業費には、農地法等の改正に伴う農地の利用関係の調整や利用状況の調査等に要する経費5,645千円、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金67,950千円、経営

体育成交付金事業費補助金15,836千円が計上されております。

7款・商工費には、地域経済の活性化を図るためのプレミアム商品券発行事業補助金10,000千円が計上されております。

委員会では、プレミアム商品券について、発行額が今年度は前回の倍額220,000千円と聞いているが、後から補助金を10,000千円追加補正するのかただしたところ、今年度は補助金として、福岡県が6,000千円、大川市が10,000千円、商工団体が4,000千円負担することで、発行額は前回の倍になる旨の答弁がなされました。

次に、農地制度実施円滑化事業及び活力ある高収益型園芸産地育成事業の内容についてただしたところ、農地制度実施円滑化事業については、平成21年12月に農地法等が改正されたことに伴い、農業委員会の新たな事務として、平成22年度から5年間、県の10割補助事業として行うものであり、地元農業委員を中心に農地の利用状況調査を7月から予定している。また、活力ある高収益型園芸産地育成事業は、県の補助事業として2団体に対し2分の1補助を行うものであり、大川第七いちご生産組合の木室地区農家4名に対して行うものと、福岡大城農業協同組合がアスパラガス栽培用施設のリースを7戸の農家に対して行う旨の答弁がなされました。

さらに、委員会では、川口小学校区学童保育所工事費について内容をただしたところ、県から3分の2の補助を受けて行うもので、現在、川口小学校の2つの余裕教室を使って保育事業を行っており、今までに外壁や雨漏り補修工事は実施しているが内部はそのままの状態であるため、窓及び床の補修や2教室の間仕切り壁を撤去し、1教室で行うように改造する旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから、総務委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第29号 大川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 大川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成22年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第32号 大川市出産奨励祝金支給条例を廃止する条例の制定について外4件を一括議題といたします。

これから、文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について文教厚生委員長の報告

を求めます。文教厚生委員長、岡秀昭君。

文教厚生委員長（岡 秀昭君）（登壇）

おはようございます。私は、文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第32号 大川市出産奨励祝金支給条例を廃止する条例の制定について外4件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第33号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、医療保険制度の安定的運営を図るため、国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第36号 平成22年度大川市老人保健事業特別会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、昨年度の老人保健医療費交付金等に精算金が生じるため、これに要する経費について補正しようとするもので、この財源としては、支払基金交付金及び繰越金をもって充当し、予算総額を10,236千円とするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第37号 土地の取得について御報告申し上げます。

本案は、リサイクルプラザ用地とする目的で大川市土地開発公社が先行取得した長期保有土地を「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」に基づき、市が買い戻すものであります。

委員会では、取得後の土地活用についてただしたところ、基本的には当初の取得目的に沿った形での活用を考えており、リサイクルの拠点にしたい旨の答弁がなされました。

また、財政的な負担についてただしたところ、直接的な収入ではないが、市民の皆様の御協力によりごみの減量が進んだ結果、これまでに50,000千円を超える大きな経費が節減されており、今後も経費節減が見込まれるとの答弁がなされました。

その他、土地の有効利用について委員各位からさまざまな意見が開陳され、市民の納得できる活用をしていくよう要望がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第40号 選択的夫婦別姓法案に反対する意見書の提出について御報告申し上げます。

現在、政府において選択的夫婦別姓に係る民法改正法案の提出が検討されているところがありますが、本議案は、特に子供の視点から、両親のどちらかと別の姓になれば伝統的な家族の一体感が損なわれかねないことから、当該法案に反対する意見書を提出しようとするものです。

委員会では、選択的夫婦別姓が実現することですべての夫婦が別姓にすべきというわけではなく、別姓にする必要がある方の意見もしっかりくみ上げるために、選択肢を広げ、グローバル化する社会に対応していくことも必要である旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は否決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第32号 大川市出産奨励祝金支給条例を廃止する条例の制定につきましては、説明によりますと、祝金制度の事業費用を、時代の要請に合った少子化対策にシフトさせていくため、これを廃止しようとするものです。

本議案につきましては、今会期中に結論を得るに至らなかったために、なお、閉会中も継続して審査の権限を付与されるよう、別途議長に申し入れをいたしておりますので、申し添えておきます。

以上で私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから、文教厚生委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

ほか 川野さんどっち、賛成、反対、（発言する者あり）賛成（発言する者あり）反対討論ですね。（「議案に対して賛成討論」と呼ぶ者あり）ほかございませんか。

それでは、ただいま討論の通告がありましたので、これを許します。8番川野栄美子君。

8番（川野栄美子君）（登壇）

それでは、議長のお許しが出ましたので討論をさせていただきます。

選択的夫婦別姓の法案に反対する意見書の提出に反対ということでさせていただきます。

この議論は随分前からなされていました。たまたま私は議員もしていますが、久留米大学の社会的、文化的の性を調査する研究員でもあります。学問としてはジェンダー学で研究をいたしております。このような話がいろいろと飛び出してきた中に、社会的、文化的な性を研究する前に、日本ではですね、画期的なものが論文として発表されました。それは、生理人類学という学問の中に人間は猿に近づいているんじゃないだろうかという論文がイギリスの生理人類学者から出されました。そのことによって、日本では生理学の専門の科といったら東京大学にございますけれども、その中に、本当に人間は猿に近づいているだろうかという研究が、発表がなされています。

それはどういう発表かといいますと、女性が初潮がありまして終わるまでの間は、今まで二十数年ぐらいの短い期間でありました。ところがですね、猿と同じように生理も5歳ぐらいから始まりまして、長い間、60ちょっと前ぐらいまで、そのあるということです。そういうことによって、人類学から見ると、子供がたくさん生まれる可能性は非常にあるということになるけれども、反対にそういう人間の体的なものはあるけれども、子供が生まれにくいというものは一体どういうことであろうかという研究がなされているのが生理人類学であります。

その中で、それを引き継いでいく中に、ジェンダー学は社会的、文化的な性について、心的なものにどうやっぴりかわっているのかという研究する中で、3つの視点で研究を行っています。

1つは、女性の生まれて亡くなるまで、男性が生まれて亡くなるまでのライフサイクル、これは現代社会はどのようになっているのかというものが1つであります。もう1つは、現代女性の問題に関して法律はどのように対応してくれているのか。それと、現代女性のライフサイクルからいかなる女性問題が発生しているのだろうかという、この3つの視点から研究を行っています。

その中で出てくるのが未婚の母とか、結婚して離婚率が非常にふえているということ。研究者は、どういうところから資料をもらうのかといいますと、生命保険関係のデータはかな

り多くのものがありますので、そういうデータをもって調べてみますと、シングルライフの希望者が非常に多くなっているということ、これは男性も女性もそうであります。3人に1人はシングルライフの希望があるということが出てまいりました。

憲法を見ますと、個人の尊重、13条にあります。それから男女平等の原則、14条にあります。家庭生活における個人の尊厳と両性の平等、24条にあります。それから参政権、これは44条及び15条の3項に設けられております。このように憲法から見ますと、この4つぐらいが女性にかかわる法律であります。これをずっと近いところで見ますと、これから憲法から民法というものがあります。

民法を見ますと、女性の視点から婚姻、夫婦、離婚、親子、扶養、相続、家庭生活の法律、これを見てまいりますと、明治時代のその法律、明治民法は家制度、それから封建家父長制度になっています。

私どもの議員の中から出ておりましたが、夫婦別姓になると子供たちに影響があるだろうというふうなものを盛んに言ってありますが、実際に調べてみますと、同じ夫婦でも仮面的な夫婦、これが非常にふえていまして、こういうところから受ける子供たちの影響は大であります。でも、ちゃんと理屈をわかっていただいて、夫婦別姓をきちんと子供たちに話すことによって、それを理解するし、この方法のほうが子供たちに影響は少ないであろうというふうなものも出ております。

そういうふうな感じで明治の民法、そして現代の民法に変わってくる中に、現代は法の下の平等ということで、性別により政治的、経済的、社会的関係において差別してはならないというものがあります。そんなところから盛んに研究と、それから国会で議論されているのが夫婦別姓の問題、それから別居の離婚に関する原因が、5年ほど別居していたら離婚するものにできるというようなもの、それから婚姻の年齢が、男性は18歳、女性は16歳でしたけれども、両方とも18歳にするというものが盛んになってきています。

この夫婦別姓はかなり難しい問題がありまして、民法は夫婦同姓であるということを建前しております。そういうところから、いろいろな問題で少しやはり改正をしなくてはならないだろうという議論が出てきたわけです。

そんな中で、議論する中で、実際の生活の中で男女不平等を助長しているということがあんならば同姓にするか、別姓にするか、選択によって決める選択制度が、これが有効ではないだろうかというような結論になっているわけでございます。

以上のことから、選択的夫婦別姓の法案に反対する意見書の提出に反対の意見を申し上げました。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

次に、11番岡秀昭君。

11番（岡 秀昭君）（登壇）

それでは、賛成の討論をさせていただきます。

現在の法律でどういう制度になっているのでしょうか。現在は民法と戸籍法によって婚姻のときの氏の決め方が定められています。民法第750条、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」、つまり、夫となる人、または妻となる人のいずれか一方の氏を夫婦の氏とするということであります。ここに大きな誤解を招く要素があるんじゃないでしょうか。この規定の人を、大半の人は片方が氏を変えると理解しています。それは、日常生活において日本の文化では、ごく親しい間柄を別にして互いに氏で呼び合う習慣があるため、氏は自分個人の名前の一部という誤解をしているからです。しかし、歴史をきちんと学んだ人であればわかることですが、日本における氏というものは個人をあらわす名称ではありません。そのことは、戸籍の記述をよく見るとわかります。筆頭者のみが氏と名、氏名で書かれており、そのほかの家族は続柄と名しか書かれていません。つまり、氏は家族をあらわす名称なのです。

田中さんの家族を田中家と呼ぶのは、今でも自然な呼び方です。それをおかしいと感じる人はいないんじゃないでしょうか。個人を呼ぶときに氏で呼ぶのは単なる習慣の問題であり、例えていうなら会社の代表が集まっているときに、それぞれの代表者を個人の氏名ではなく所属の社名で呼ぶ 例えば、山田商事さんというように のと同じことです。ですから、民法の規定は新しく夫婦となる者は、その新しい家族の名前を夫の実家の氏、または妻の実家の氏のいずれかから選ぶことができると定めているのであって、片方が名前を変えなければならないと定めているわけではありません。この点で一部の選択制推進派の人たちが言う、現行制との改氏強制とか改氏に伴う精神的苦痛とかが、単に氏というものの役割に対する誤った理解から発しているということが出来ます。

以上のことから、現行の氏に関する制度は古来から家族の名称として使われてきた氏というものの役割に合わせて、戸籍登録上のルールを定めたものとして一定の合理性を有すると

考えてよいと思われます。夫婦別姓によって、社会にいろんな混乱が予想されるということじゃないでしょうか。表札が1軒の家に幾つも下がる。子供が犠牲になるということも申し上げましたが、親と姓が違ふことは子供に非常に心理的な影響があり、それだけでも子供にとっては負担です。他人との違いを意識する思春期の学校生活で、いじめやからかいの対象になることも否定できません。家のお墓が守れない。年賀状を出す前に相手家族の調査が必要になる。新たに莫大な行政費用が必要になる。システムがこれまでの世帯単位でつくられていたシステムは変更せざるを得ません。ここにも新たなシステムを導入するためのコストや個人単位での郵送費、さらには人件費のさまざまな行政コストを税金から負担しなければならなくなるのです。

そして、既に選択的夫婦別姓制度を導入したスウェーデンでは、家族の共通の姓がなくなり離婚が増加、結婚制度によらない同棲が過半数を占め、婚外子も半数を超えており、家族崩壊の悲劇が起っています。

今回の日本の夫婦別姓法案もスウェーデンと同じくファミリーネームを維持できない制度です。国民の6割以上が反対をしています。親や子供たちの6割以上がその悪影響を心配しています。

そして、今、若い人たちが結婚という概念に対して簡単に別れるような、これはあくまでも夫婦別姓だからどうのこうのじゃなくて、戦後教育のひずみの中から発生、でき上がったひずみであって、これを正していくことこそが教育であり、問題を一緒にすること自体がおかしいのではないかと。そういう観点から、私は今回の夫婦別姓法案に反対する意見書の提出に対して賛成を申し上げます。

以上です。

議長（井口嘉生君）

これをもって討論を終結し、これから採決いたします。

まず、議案第33号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長の報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成22年度大川市老人保健事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 土地の取得についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号 選択的夫婦別姓法案に反対する意見書の提出についてを採決いたします。

本案に対する文教厚生委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決いたしません。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。文教厚生委員会に付託しておりました議案第32号 大川市出産奨励祝金支給条例を廃止する条例の制定については、先ほどの文教厚生委員長報告にもありましたが、今会期中に結論を得ることが困難であるため、議会閉会中も継続して、審査、調査の権限を付与されるよう、文教厚生委員長から申し出がなされております。この申し出のとおり、これを継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第34号 大川市農業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について外2件を一括議題といたします。

これから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、佐藤操君。

産業建設委員長（佐藤 操君）（登壇）

おはようございます。私は、産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されておりました議案第34号 大川市農業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について外2件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、議案第34号 大川市農業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、安全で平穏な市民生活の確保と社会経済活動の発展のために「大川市暴力団排除条例」が本年4月1日より施行されたことを受け、資金を借り受けた者が暴力団員に該当する場合に利子補給金を交付しない旨の改正を行うものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第38号 市道路線の廃止について及び議案第39号 市道路線の認定について御報告申し上げます。

議案書に記載されているとおり、今回の市道路線の廃止は下木佐木地区の1路線、認定は上巻地区、三丸地区のそれぞれ1路線です。

説明によりますと、廃止路線は、個人が所有する農地を転用し、店舗を設営する開発計画に伴い、その計画区域内にある当該個人が専用的に使用していた道路と一体的に開発することによって、路線の廃止を行うものです。

また、認定路線は、上巻地区の1路線については周辺地区の利便性向上のため、もともとあった法定外道路である幅員1.5メートルの里道に隣接地の地権者から土地の寄附を受け整備した道路について認定を行うものであり、三丸地区の1路線については、住宅開発によりつくられた道路が寄附により市所有となるため認定を行うものです。

委員会としましては、路線の実情を把握しておく必要があるため、現地調査を行い、審査を進めたところでありますが、特段の異論もなく、採決の結果、両議案とも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから、産業建設委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、

御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第34号 大川市農業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。休憩中、直ちに議会運営委員会が開催されますので、関係者の皆さんは議会応接室にお集まりいただきますようお願いいたします。

なお、再開時刻は後ほどお知らせいたします。

午前10時11分 休憩

午前10時40分 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

この際、お諮りいたします。本日、本市市議会議員中村博満君外3名から議案第41号 拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書の提出についての議案1件の提出がなされ、これを受理いたしましたので、この際、御報告申し上げるとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案第41号を議題といたします。

議案を局長に朗読いたさせます。局長。

議会事務局長（酒見隆司君）

議案第41号

拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書の
提出について

地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を別紙のとおり提出する。

平成22年6月18日

提出者 大川市議会議員
中村博満
岡秀昭
佐藤操
石橋正毫

拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書

ポイ捨てごみの氾濫や廃棄物処分場の確保の問題、更にはごみ処理費負担増による基礎自治体財政の圧迫など、ごみ問題を取り巻く状況はますます深刻化している。1997年4月から施行された容器包装リサイクル法は2008年4月に見直されたが、依然として事業者の負担に比べて市町村の財政負担や地域住民の負担が大きく、ごみの発生抑制や再使用の促進など循環型社会を実現するための効果は十分とは言えない。

持続可能な循環型社会を築くためには、わが国の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会を見直し、廃棄物の発生抑制、再使用を優先する社会を築くことが必要である。そのた

めには、生産者が、生産過程でゴミとなりにくいような製品を作り、使用済み製品の回収・資源化まで責任を持つこと、すなわち処理・リサイクル費用のすべてを製品価格に含めた拡大生産者責任（EPR）の導入が必要である。

また、使い捨て容器にはデポジット制度を導入することで、対象となった容器の高い回収率が期待でき、資源利用の促進や廃棄物の発生抑制、ポイ捨て・不法投棄の防止に対してきわめて有効な手段となりうる。

すでに欧米などの多くの国では、省資源・資源循環を実現するために、拡大生産者責任（EPR）やデポジット制度を導入し、使い捨て容器の使用を減らすことによるゴミ減量やリユース容器の使用促進に大きな効果をあげている。

よって、大川市議会は、政府に対し、廃棄物の発生抑制、再利用・再資源化を促進し、循環型社会の実現を図るため、経済協力開発機構（OECD）が提唱する拡大生産者責任及びデポジット制度の導入について、積極的に検討し早期に制度化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年 月 日

大川市議会

内閣総理大臣 菅 直人
環境大臣 小沢 鋭仁 殿
経済産業大臣 直嶋 正行

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

次に、この際お諮りいたします。ただいま議題としております議案第41号については、先の議員協議会において御協議いただいておりますので、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま議題としております議案第41号については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、これからただいま議題となっております議案第41号 拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書の提出について質疑を行います。

質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

それでは、議案第41号 拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、閉会中の所管事項継続調査の件を議題といたします。

この件につきましては、議会運営委員長から、議会の運営に関する事項及び議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について、次の定例会まで閉会中の継続審査の申し出がっております。よって、議会運営委員長の申し出のとおり付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

16番古賀勝久君、17番古賀光子君、以上2人を指名いたします。

以上で本定例会の議事はすべて終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申し出がおりますので、この際お願いいたします。市長。

市長（植木光治君）

ただいま議長からお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、去る7日の開会以来、本日までの12日間にわたり、本会議並

びに各委員会を通じ、終始慎重なる御審議をいただきましたことに対し御礼を申し上げます。

審議の過程でいただきました御意見、御提言などにつきましては、真摯に受けとめ、職員ともども全力で市政運営に邁進する所存でございます。議員各位はもとより、市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、簡単でございますが、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

これにて平成22年第3回大川市議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前10時46分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 井 口 嘉 生

大川市議会議員 古 賀 勝 久

大川市議会議員 古 賀 光 子